

令和2年  
6月 舟橋村議会定例会会議録（第1号）

---

令和2年6月1日（月曜日）

---

議 事 日 程

令和2年6月1日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第21号から議案第25号まで
- 議案第21号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件
- 議案第22号 専決処分の承認を求める件
- 議案第23号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 報告第1号 令和元年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件  
（提案理由の説明）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（7名）

- 1番 古川元規君
- 2番 良峯喜久男君
- 3番 加藤智恵子君
- 4番 杉田雅史君
- 5番 森弘秋君
- 6番 竹島貴行君
- 7番 前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君				
教	育	長	早	川	誠	一	君			
総	務	課	長	松	本	良	樹	君		
生	活	環	境	課	長	吉	田	昭	博	君
会	計	管	理	者	田	中	勝	君		
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君

---

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	松	本	良	樹
事	務	局	主	任	加	藤	穰

---

午前10時00分 開会

## 開 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和2年6月舟橋村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（森 弘秋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 竹 島 貴 行 君

7番 前 原 英 石 君

を指名します。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（森 弘秋君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日審議終了までとすることに決定しました。

---

## 議案第21号から議案第25号まで及び報告第1号

○議長（森 弘秋君） 日程第3 議案第21号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件、議案第22号 専決処分の承認を求める件、議案第23号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）、議案第24号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第25号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第4 報告第1号 令和元年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件、以上6

件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第21号から議案第25号まで及び日程第4 報告第1号、以上6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、令和2年6月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

今年4月7日に、改正特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が7都府県に発令され、4月16日には、4月7日に発令された7都府県に加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定するとともに、この対象を全都道府県に拡大し、全国的に外出の自粛や施設の利用制限の要請など感染拡大防止対策を進めてまいりました。

その後、新規感染者数の減少や医療提供の体制整備が進んだこと等を含みます3項目の解除基準を満たした理由から、5月14日には8都道府県を除く39県で緊急事態宣言が解除され、5月25日には全都道府県の解除が発表されたのであります。

しかしながら、海外では、ロックダウン解除後に再度の感染拡大が起きた情報事例もあり、身边には新型コロナウイルスが存在する現状に変わりないことから、テレワークやできるだけ用件を電話等で済ますことなど、引き続き感染拡大対策を緩めることなく現体制を継続しながら、段階的に経済活動の再開を進めていく必要があります。

このような経緯の中、新型コロナウイルス感染者の拡大を受け、度重なる自粛などの要請により大きな経済的被害を受けることになった事業者の方をはじめとした経済的被害規模の大きさを踏まえまして、政府は、去る4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定いたしまして、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への

支援を行う「特別定額給付金事業」が実施されることになったのであります。

当該事業は、令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている全ての者に一律10万円を給付するものであり、本村では、対象世帯1,128件に対しまして、4月30日に給付金申請書の郵送を行い、5月7日から受付を開始しまして、5月25日までは989件（率にして87.7%）に支給を終えたところであります。

また、政府は、さらなる経済対策といたしまして、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな事業が実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設いたしました。

本村におきましても、当該交付金を活用してこの問題に立ち向かうため、「感染拡大の防止」「経済の回復」「雇用の維持と事業の継続」「強靱な経済構造の構築」の4つの重点分野を設けまして、必要な事業を実施するための補正予算案を本定例会に提案しておりますので、その主な事業の内容についてご説明いたします。

まず、感染拡大の防止事業では、小中学校などの公共施設や社会福祉施設などにマスクや消毒液を提供いたします「必要物品供給事業」に75万円。図書館、舟橋会館、学童保育室等に消毒器や空間除菌脱臭機等を配置する「公共的空間安全安心確保事業」に342万1,000円であります。

経済の回復事業では、本村の全世帯並びに事業所に対して、簡易水道使用料の基本料金3か月分を補助する「簡易水道基本料金補助事業」に545万円。そして、去る4月30日に専決処分いたしました高校生以下の者に1万円を支給する「子育て応援給付金支給事業」に692万円を加えまして、児童扶養手当の受給者に10万円を支給する事業。こども園等、自粛要請解除後に、児童の主食費並びに副食費の3か月分を補助する「子育て支援対策事業」に381万3,000円。外出自粛要請に伴うフレイル予防の目的から、75歳以上の高齢者が村内飲食店の販売メニューから希望する物を選び、それを福祉関係者が配達を行い、併せて見守りをする「高齢者見守り事業」に455万4,000円あります。

雇用の維持と事業の継続では、去る4月30日に専決処分いたしました県の休業要請に協力いただいた中小企業・個人事業主に協力金を支払う「富山県・市町村新型コロナウイルス感染症防止協力金事業」に65万円。さらに、小中学校の臨時休業に伴う学校給食休止に係る事業者の負担軽減を図る「学校臨時休業対策事業」に10万3,000円あります。

強靱な経済構造の構築事業では、小中学校での家庭学習を支援する通信機器や遠隔学習機能の整備及びICT化を進めるための技術者の配置、さらに遠隔・オンライン学習を推進するための通信費を支援の必要な家庭に補助する事業を含む「公立学校情報機器整備事業」に377万4,000円。

図書館の空きスペースを活用したテレワークの空間整備と施設運営を通じた人材交流を図る「テレワーク・リモートワーク環境整備事業」に208万3,000円を充てまして、総額3,151万8,000円の当該事業を実施してまいることとしております。

ここに、改めて医療関係者の皆様をはじめ村民の皆様、事業者の皆様のご協力とご尽力に心より敬意と感謝を申し上げますとともに、政府では引き続きさらなる経済対策の支援政策が検討されておりますので、今後、本村の実情にふさわしい、迅速かつ効果的な事業を十分検討の下に実施してまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしております案件についてご説明申し上げます。

議案第21号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、条例案件4件、予算案件4件をそれぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第23号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3,677万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,072万2,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、さきの提案理由で申しあげました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る費用3,151万8,000円等であります。

その財源といたしましては、国庫支出金3,495万8,000円、県支出金17万2,000円及び前年度繰越金501万8,000円等を充当し、財政調整基金繰入金757万円を減額するものであります。

議案第24号 令和2年度舟橋村国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,981万5,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染者に給付する傷病手当金であります。

その財源といたしましては、全額、県支出金を充当しております。

議案第25号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出に歳入歳出それぞれ131万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,125万円とするものであります。

今回の補正は、県道富山上市線道路改良事業に係る給配水管移設工事の費用131万6,000円であります。

その財源といたしましては、県からの物件補償費を充当しております。また、新型コロナウイルス感染症対策の経済回復事業として実施いたします簡易水道使用料の基本料金を補助する費用545万円を一般会計から繰入れするため、歳入において簡易水道使用料を同額減額しております。

報告第1号 令和元年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件につきましては、一般会計で事業件数6件、事業費5,300万4,000円を明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

---

## 散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時16分 散会